

1 横須賀市教育振興基本計画 第3期実施計画について



ろう学校



養護学校

第70回児童生徒造形作品展から

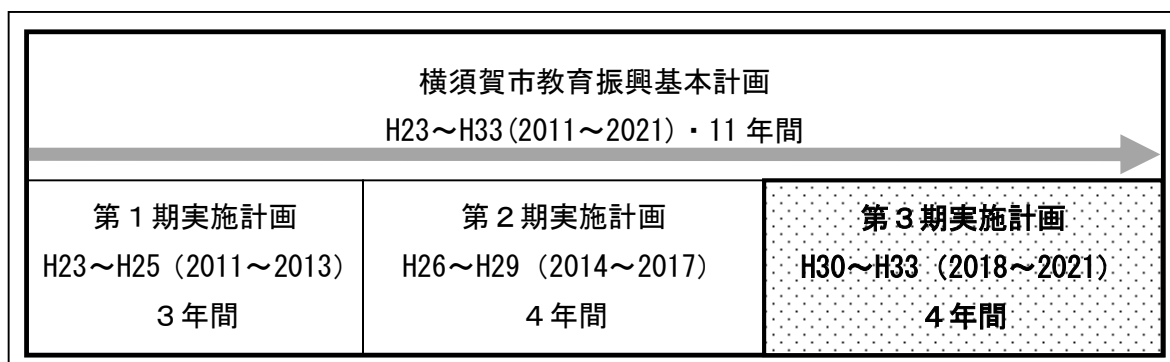
1 横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画について

(1)これまでの経緯

近年の我が国における少子高齢化、核家族化、科学技術の進歩、情報化、グローバル化など、社会環境が大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じる中で、国は平成18年に教育基本法を改正し、新たな教育の目的や理念を示しました。また平成20年には、教育の振興に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とした「教育振興基本計画」を策定し、新しい教育基本法に示された基本理念の実現に向けた方向が定められました。

そこで、横須賀市教育委員会は、国の「教育振興基本計画」を参酌しながら、横須賀市における地域の実情を踏まえ、本市の教育の振興に関する施策や考え方を示した計画として、平成23年に『横須賀市教育振興基本計画』（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画の期間は11年間とし、そのうち3年間または4年間で区分したものを実施計画期間として位置付けました。



基本計画では、子どもは未来を担うとても大切な存在であることや、子どもの現状や社会的背景に鑑みて、子どもの教育を重点的に捉えることとしています。

また、「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」の実現に向けて、解決すべき課題をあらためて捉え、4つの重点課題として位置付けました。

- 重点課題1 学校・家庭・地域の連携推進
- 重点課題2 学力・体力の向上
- 重点課題3 いじめ・暴力・不登校の未然防止と早期解決
- 重点課題4 学校の教育力向上

第2期実施計画では、第1期実施計画に引き続き、子どもの教育に重点を置いた施策・事業を推進してきました。また、第1期実施計画の際に位置付けた重点課題に、重点課題5「社会教育施設による学習支援の推進」を追加しました。

(2)第3期実施計画の概要

①実施計画の策定にあたって

第3期実施計画は、平成33年度（2021年度）までの4年間における横須賀市の教育の振興に関して、目標、施策、事業などを示した実施計画です。

実施計画では、第1期・第2期実施計画に引き続き、子どもの教育に重点を置いた施策・事業を推進していくこととしています。

実施計画の策定にあたっては、平成28年度に児童生徒、教員、保護者、市民に対して実施した「横須賀市教育アンケート（学校教育編、社会教育編、スポーツ編）」を基礎資料とし、第2期実施計画における取り組みや課題を踏まえた上で、学校関係者、学識経験者、各種審議会等（学力向上推進委員会、支援教育推進委員会、児童生徒健康・体力向上推進委員会、社会教育委員会議）からの意見をいただきながら計画の策定を行いました。

②実施計画の対象範囲

実施計画は、原則として、対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定していません。計画の対象範囲に含まれない施策・事業で、教育委員会が関係するものについては、他の計画などに基づき、関係部局と連携し、推進していきます。

③実施計画の構成

実施計画は、学校教育編、社会教育編ごとに目標・施策・事業を体系別に掲載しています。また、基本計画に掲げた「横須賀の子ども像」と「目指す子どもの教育の姿」の実現のために解決すべき重点課題に対応する主な事業を示しています。

なお、社会教育編の中には、子どもから大人まで生涯にわたる学習を支援する社会教育事業、各社会教育施設の目的を達成するための事業も示しています。

④実施計画の進行管理

実施計画に位置付けた目標の達成状況や施策・事業の実施状況、重点課題への対応状況などについて、各編に掲げた目標指標や各事業の行動計画を基に、「教育委員会の点検・評価」の中で進行管理を行います。（「教育委員会の点検・評価」については、115 ページ参照）

(3)第3期実施計画での主な変更点

①「横須賀市スポーツ推進計画」について(スポーツ編の廃止)

平成29年4月に市の機構改革により、これまで教育委員会で所管していた「学校体育」を除くスポーツに関する事務が市長部局へ移管となり、スポーツイベントにとらわれず、市で行うスポーツに関連する施策や事業を総合的に網羅し、推進していく計画として「横須賀市スポーツ推進計画」が新たに策定されました。

これに伴い、第1期、第2期実施計画にあったスポーツ編(=スポーツ振興基本計画)を廃止し、引き続き教育委員会で所管する学校体育にかかる施策については、学校教育編へ編入しました。

今後も教育委員会が取り組む学校体育に関する施策が円滑に実施されるよう、スポーツ推進計画を所管している市長部局との連携を図りながら取り組みを進めていきます。

②重点課題について

第3期実施計画では、第1期、第2期実施計画における重点課題の1つである「学力・体力の向上」について、「学力」と「体力」に関する重点課題を分けることとし、重点課題2「学力の向上」、重点課題3「健康の保持増進と体力の向上」として位置付けました。

またこれまでの取り組みとその課題に対応する第3期実施計画の取り組みを明確にするために、重点課題に対する取り組みについての一覧を追加しました。

③各編における目標について

学校教育編については、子どもの健康と保持増進、体力向上、運動習慣の向上を図ることを目的とした、目標2「子どもの健やかな体を育成します」を追加しました。

また社会教育編については、社会教育委員会議からの提言等も踏まえ、社会教育に関する情報発信・情報提供の強化・充実を図るため、目標6「社会教育施設相互の連携を図ります」を追加しました。

(4) 体系図

学校教育編では「『生きる力』の育成」を、社会教育編では「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を目指し、各編ごとに定めた目標と、その実現に向けた施策の体系を示しています。

		目標	施策
学校教育編 「『生きる力』の育成」 19ページ～	1	子どもの学びを豊かにします	(1) 教育活動の充実 (2) 支援教育の充実 (3) 国際教育の推進と外国語教育の充実 (4) 指導場面における教育の情報化の推進 (5) 校種間連携の推進
	2	子どもの健やかな体を育成します	(6) 体力・運動能力、運動習慣等の実態把握と調査結果の活用 (7) 学校における体育・健康に関する指導の充実 (8) 学校における食育の充実 (9) 望ましい生活習慣の確立に向けた支援 (10) 運動やスポーツに親しむ機会の充実
	3	学校の組織力や教職員の力を高めます	(11) 学校運営改善の充実 (12) 教職員の資質能力向上を図る研修の充実 (13) 教育の専門的事項の調査・研究の充実 (14) 学校における校内研究・研修への支援の充実 (15) 子どもと向き合う環境づくりの推進
	4	学校・家庭・地域の連携を深めます	(16) 開かれた学校づくりの充実 (17) 家庭との連携による望ましい生活・学習・運動習慣の確立 (18) 地域教育力の活用の充実 (19) 放課後等児童対策推進の支援
	5	教育環境を整備し、充実させます	(20) 学校の安全・安心の推進 (21) 学校施設・設備の充実 (22) 学校の適正規模・適正配置の推進 (23) 就学支援などの充実
社会教育編 「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」 71ページ～	1	市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります	(1) 多様な学習の機会の提供 (2) 「人権教育・啓発」の推進 (3) 学習の場の提供 (4) 学習情報・学習相談の充実
	2	学びの成果が生かせる社会を目指します	(5) 学びの成果を地域に生かす活動の支援 (6) 学びの成果地域還元活動の評価
	3	家庭や地域における教育力の向上を図ります	(7) 「学社連携・融合」事業の推進 (8) 学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上
	4	文化遺産の保存と活用を推進します	(9) 横須賀らしい文化遺産の保存、活用・継承 (10) 近代化遺産の調査と保護・活用の推進 (11) 伝統文化の保存と継承の推進
	5	図書館・博物館・美術館の活動を充実させます	(12) 図書館活動の充実 (13) 博物館活動の充実 (14) 美術館活動の充実
	6	社会教育施設相互の連携を図ります	(15) 社会教育施設相互の事業連携 (16) 社会教育施設相互に連携した情報発信・広報

※平成29年4月から、「学校体育」を除くスポーツに関する事務が市長部局の所管となりましたので、「スポーツ編」を廃止し、教育委員会が所管する「学校体育」の事務については、「学校教育編」の目標2へ編入しました。

※「社会教育編」に、目標6を新規に組み入れました。

※本市における社会教育施設は、生涯学習センター・図書館・博物館・美術館があります。